

(表)

身 分 証 明 書	
第 号	写 真
氏 名	
生 年 月 日	
所 属 機 関 名 所 属 機 関 所 在 地	
左記の者は、測量法第15条第1項の規定により、 国土 測量計 理院の長の命令に基づいて土地に立ち入ることができる者である 画 機 関 の 委 任 ることを証する。	
令和 年 月 日 発行	
発行機関 印	

(裏)

測量法（昭和24年法律第188号）抜粋			
第15条 国土院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。			
2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。			
3 第1項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。			
第39条 第14条から第26条までの規定は、公共測量に準用する。			
有 効 期 間	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日	自年月日 至年月日
作 業 地 域			
作 業 の 名 称			
発 行 機 関 の 印			

備考 不要の文字は、発行機関で消すこと。

(用紙の寸法は、日本産業規格B8とする。)